参考資料３３

**知的障がいのある児童生徒等の教育環境に関する基本方針≪概要版≫**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **１．はじめに～検討の方向性等について**

|  |
| --- |
| ○府教育委員会は、府教育振興基本計画における後期事業計画（H30年３月）に「支援を必要とする児童生徒の増加等に対応した環境整備」を重点取組み事項として掲げ、「知的障がい児童生徒の教育環境の充実に向けた基本方針」を提示。同方針で、H28年度の将来推計について、５年後を目途に再推計し、取組み事項を見直すこととした。○この間、国において学習指導要領が順次改正施行され、支援教育の一層の充実が強く求められることとなったほか、知的障がいのある児童生徒の増加を受けた適切な教育環境確保が全国的課題となっている。○以上を踏まえ、障がいのある児童生徒等が誰一人として排除されることなく、すべての児童生徒が「ともに学び、ともに育つ」教育環境をいかに確保していくべきかについて、検討を進めていくこととする。**【センター的機能の発揮】**○支援学校には、センター的機能を発揮し、地域のインクルーシブ教育をリードすること等が学校教育法などにおいて、強く求められてきた。また、障がいのある子どもには、早期把握・早期支援が極めて重要であり、必要な進路選択を可能にすることも含めた関わりも、強く求められている。○大阪府におけるインクルーシブ教育の基盤として、支援学校及びそのセンター的機能が適正に発揮される環境整備を進めていく必要がある。**【知的障がいのある児童生徒の増加】**○全国的に知的障がいのある児童生徒は増加傾向。大阪においても、同様。○支援学校の環境はひっ迫しており、このままでは、センター的機能はおろか、学校本来の機能の低下が懸念される状況。これを受けて、国は、令和2年度から6年度までの間を支援学校整備等のための　集中取組期間として位置付けており、対策の実施が待ったなし。**【検討の方向性】**○知的障がいのある児童生徒がどの進路を選択したとしても、充実した教育が受けられるよう、支援学校がセンター的機能や学びなどの本来的役割を適切に発揮し、すべての知的障がいのある児童生徒が　同じ教育環境を享受できるよう、検討を進めていく。 |

**２．必要な教育環境（ハード・ソフト）**

|  |
| --- |
| 学校教育法は、支援学校に関し、小学部・中学部を一体的に置くことを義務付け、教育上の目的等により幼稚部、高等部を置くことができるとしている。大阪府教育委員会においては、知的障がい支援　　学校に関して、支援学校卒業後の自立を見据えた切れめない教育を行う等の観点から、小学部・中学部・高等部を一体的に設置することとしている。以上のことを踏まえ、大阪府教育委員会としての知的障がい支援学校に係る必要な教育環境に関する基本的考え方を示す。**①ハード面**ⅰ）ユニバーサルデザインの確保、ⅱ）教育環境の確保の観点から特に必要な諸室等　ⅲ）動線計画、ⅳ）その他（国への要望（設置基準への府の実態・意見の反映））**②ソフト面**ⅰ）支援学校のセンター的機能の発揮、ⅱ）支援学校としての専門性の確保ⅲ）その他（教員養成系大学等と支援学校が府内各地域ごとに連携し、実践的交流の場を確保するなど、幅広く中長期的な支援教育の専門性を支える人材を育成・確保する仕組み等の検討、国への要望（センター的機能を担う者の定数化など）） |

**３．将来推計～H29～R８年度の10年間の増加数（H28年度推計の再推計）**

|  |
| --- |
| **■H29～R8年度10年間の増加数****H28推計値　：　1,400人****今回推計値　　:　1,590人（＋約200人）****○点線：H28推計値****○棒グラフ：実績値****○実線：今回推計値****※（　）内は前年度比率****＜推計方法＞**○H28年度推計と同じ手法による。（府内5地域（大阪市・北摂・北河内・中南河内・泉州）の過去5年間の支援学校在籍率（各学部の在籍数÷対象年齢人口）の平均値から回帰分析（最小二乗法））。また、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口をベースとした。**＜推計結果＞**○前回推計から約200人増（1,590人）。R２～R８年度では、900人増。○H29～R２年度のいずれの年度においても、実績値がH28推計を上回った。 |

**４．H29年度方針の進捗状況及び今後の方向性**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **【基本方針に盛り込んだ取組みの進捗状況**（R2.4時点）**】****①知的障がい支援学校の既存施設の活用**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **期間** | **対応可能人数** | **実績** |
| H30～R4年度頃 | 400人程度 | 690人程度 |

**ⅰ）普通教室の確保（特別教室の転用）**支援学校の教育環境の低下を来さぬよう、個別の支援学校の状況の把握・評価等を厳格に行い、当該転用が真に止むを得ないものか否か等について、慎重に判断しなければならない。**ⅱ）通学区域割の変更**当該変更による通学時間のほか児童生徒・教員・地域とのつながりなど教育環境への影響や、当該通学区域割の変更によらなければ適切な教育環境が確保できないか否か等について、慎重に判断しなければならない。 |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **②知肢併置の拡充**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **期間** | **対応可能人数** | **実績** |
| R1～R4年度頃 | 250～300人程度 | ー |

○知的障がいのある児童生徒と肢体不自由のある児童生徒の双方にとって十分な教育環境が確保できるか否かや、医療的ケア通学支援事業の実施状況などについて、慎重に見極めていく必要が　　ある。 |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **③府立高校内への分教室の設置**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **期間** | **対応可能人数** | **実績** |
| R3～R7年度頃 | 150～200人程度 | ー |

○支援学校の専門性や自立支援推進校の成果等を活かしながら、府立高校など大阪における『誰一人排除されることのない「ともに学び、ともに育つ」教育（インクルーシブ教育）』をどのように進めていくべきかという観点から、別段の検討を進めていく。 |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **④閉校した高校を活用した新校の整備**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **期間** | **対応可能人数** | **実績** |
| R5～R7年度頃 | 600人程度 | ー |

○閉校等の活用による支援学校整備について、引き続き、各支援学校の学習環境等の状況を　　　把握・評価しながら、可能な限り、国の集中取組期間中に実施するとともに、センター的機能の適正発揮に向けた仕組みの構築などの大阪全体のインクルーシブ教育環境の充実を図っていく。○併せて、国に対しては、支援学校の整備には相当の期間を要することから、集中取組期間の延長を強く求めていく。　　 |

|  |
| --- |
| **⑤老朽化した支援学校の改修等**○府立支援学校のうち、最も老朽化の進む大阪北視覚支援学校について、教育内容や学校規模等　のほか、聴覚支援学校の機能との併設等の是非など、改修等に向けた課題整理と具体的なスケジュール等を明確化できるよう検討を行い、令和３年度中に結論を得る必要がある。○老朽化した支援学校について、学校近辺で代替的な教育環境を確保できるものや、閉校等の活用が可能なものについて、優先的に対応していくことを検討する必要がある。○併せて、他の学校を転用した支援学校を中心に、ハード面のユニバーサルデザインの確保状況等を　個別に状況把握し、点検・評価等を行うほか、公民協働の手法や民間の力を活用した支援学校の整備可能性について検討する必要がある。 |

**５．おわりに**

|  |
| --- |
| ○知的障がいのある子ども福祉・教育の父とも言われる糸賀一雄の「この子らを世の光に」という言葉がある。これには、子ども一人ひとりを尊重し、理解し、包摂することで、誰一人取り残さず、すべての人が輝いて生きることができる「障がいのない社会」を実現するという現代のインクルージョンの理念に通じるものがあると考えられる。○増加し続ける知的障がいのある子どもとその教育ニーズに真に対応していくには、「この教育を世の光に」ともいうべき、支援学校における専門性と知見こそ、教育の原点であるという考え方のもと、支援学校が社会で果たしていく役割を追求し、さらなるインクルーシブ教育の実現を図らなければならない。○そのためには、以下の大阪のインクルーシブ教育の柱となるべき３つの取組みを着実に進めていかなければならない。①真に必要な教育環境を真に必要な子どもたちが選択し、適切に提供できる制度や仕組み、これらを担う人材と体制のあり方等のさらなる検討②インクルーシブ教育を支える支援学校のセンター的機能の適正発揮に向けた仕組みの構築③閉校等の活用による支援学校の整備や老朽化・ユニバーサルデザインへの対応など、支援学校の　教育環境の充実○こうしたことを踏まえ、今後、大阪府教育委員会として、必要な施策の実現に向けて具体的な検討を進めるとともに、国に対して講ずるべき措置等について、積極的に提言や要望を行っていく。 |

 | **～主な意見**

|  |
| --- |
| ○大阪府では「ともに学び、ともに育つ」を原則に、地域での学びをベースに支援学校も含めた選択肢を　確保する取組みをリードしてきた。これも、支援学校のセンター的機能があってこそ成立する。○センター的機能等に必要な人員や予算を確保し、機能発揮できる環境を整えることが重要。○児童生徒の増加によって、支援学校がマンモス校化し、学校が本来の機能を果たせない。このままでは、センター的機能はおろか、学校本来の機能の低下が危ぶまれる。など**【「センター的機能」とは】**○障がいのある子どもに係る教育について、「養護教育等」から「支援教育」として概念や体系、学校のあり方の見直しを図った　　平成19年の学校教育法の改正施行で、柱的に打ち出された「支援学校」として担うべき基幹的役割の一つ。学校教育法第74条に規定されている。○具体的には、地域における支援教育推進等を図る上で、次の機能発揮が求められている。－小・中学校等の教員への支援機能－特別支援教育等に関する相談・情報提供機能－障がいのある幼児児童生徒への指導機能－保健医療・福祉等の関係機関等との連絡・調整機能　　　 |

**～主な意見**

|  |
| --- |
| ○トイレや更衣室が不足しているケースがあるが、これは人権問題にもなりかねない。○法律上、国が支援学校の設置基準を定めなければならないにもかかわらず、定めがないのは、論外。など |

**～主な意見**

|  |
| --- |
| **○**推計方法は妥当。前回との比較をするのであれば、前回の推計方法と同じ手法によるべき。○すでに学校が過密化している中、実績値において毎年度増加しているという事実こそが重要。これ以上の教室転用の余裕がなく、学校整備が待ったなしであると言える。○重要なのは、大阪全体のインクルーシブ教育力を高めるための抜本的な対策を検討すること。など |

**～主な意見**

|  |
| --- |
| **ⅰ）普通教室の確保（特別教室の転用）**○教室転用に関しては、これ以上実施する余地はない。○違う目的で設計された居室を教室として使うこと自体、教育効果的観点から、いかがなものか。など**ⅱ）通学区域割の変更**○通学区域割変更は、児童生徒への影響が大きい。○学校には地域とのつながりが不可欠。地元市町村の子どもが通えない学校があるのだとすれば、地域とのつながりが希薄なものとなり、学校にとっても、子ども一人ひとりにとっても良くない。など |

|  |
| --- |
| ○知肢併置校を設置しなければ達成できない教育目的があり、そのために新設するならまだしも、単なる数合わせのために、進めるべきものではない。○知的障がいのある子どもと肢体不自由のある子どもとでは、教育やそれ以外の点で必要なソフト・ハードが大きく異なる。など |

|  |
| --- |
| ○大阪府から「真のインクルーシブ教育とは、これだ」というものを示すような、新しい教育のあるべき姿に　ついて、別途、検討すべき。すべての府立高等学校でインクルーシブ教育を推進するという考え方こそ、先導的に打ち出すべき。など |

|  |
| --- |
| ○今後も間違いなく知的障がいのある児童生徒の増加傾向は続く。国も今年度から令和6年度までを支援学校整備のための集中取組期間として位置付けており、期間中に取り組むべき。○センター的機能が適正に発揮されるためには、児童生徒の数に応じた学校の整備が当然に必要。など |

|  |
| --- |
| ○大阪北部に聴覚支援学校がないことが課題。視覚支援学校や聴覚支援学校の児童生徒は減少傾向だが、新生児聴覚スクリーニング検査などの早期発見や早期支援の重要性がクローズアップされており、幅広く公的関与の強化が必要。また、東京における事例を参考に公民協働の手法や民間の力を活用した支援学校の整備可能性について検討してほしい。○今年6月に府立福祉情報コミュニケーションセンターがオープンした。さらなる連携を望む。○老朽化した支援学校について、近辺の代替地や閉校等を活用して対応することも検討するべき。など |

**■委員一覧**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **委員氏名** | **所属** | **備考** |
| 丹羽　登 | 関西学院大学　教育学部　教授 | 委員長、教育分野 |
| 河﨑　佳子 | 神戸大学発達科学部・大学院人間発達環境学研究科　教授 | 発達臨床心理 |
| 黒田　隆之 | 桃山学院大学　社会学部　准教授 | 委員長代理、知的障がい福祉 |
| 坂本　ヒロ子 | 社会福祉法人　大阪手をつなぐ育成会　理事長 | 当事者団体等 |
| 道井　忠男 | 社会福祉法人 大阪府肢体不自由者協会 理事長 | 当事者団体等 |

　　　 |

 |